

認知症・知的障害・精神障害などで
判断能力が不十分になった方のために

成年後見制度

お気軽にご相談ください

富里市社会福祉協議会では、成年後見制度の
利用促進のため、連携窓口の支援により
「中核機関」を受託しています。
制度の広報、啓発や相談、利用促進などの
業務を行っています。



一人で
悩まず
まずはご相談
ください

令和8年9月1日

富里市成年後見サポートセンター開設

私たちが、あなたやご家族の安心な暮らしを
サポートします。

お問い合わせ先

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

☎ 電話番号 0476-92-2451

✉ E-mail lifesupport@tomisatoshakyo.or.jp

📍 所在地 〒286-0221

千葉県富里市七栄653-2 富里市福祉センター内

こんなお困りごとはありませんか？

お金の管理に
不安がある



契約や手続きが
難しくなってきた



入院や施設入所の
契約が心配



離れて暮らす親が
心配



成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分になった方が、安心して生活できるように、法的に支援する制度です。



成年後見制度でできること(例)



財産管理の支援
お金の管理など



契約や手続きの支援
必要な契約のサポート



権利を守るお手伝い
不利益を受けないよう
支援



関係機関との連携
福祉・行政などと
連携して支援

富里市社会福祉協議会がサポートします



制度の相談
制度の利用に
関するご相談に
対応します。



手続きの案内
申立て方法や必要な
手続きについて
ご案内します。



利用支援
制度の利用に向けて
関係機関と連携して支援
します。



関係機関との連携
福祉・医療・行政など
関係機関と連携して
支援します。

中核機関は以下の業務を行います



■ 成年後見制度に関する相談、手続き支援
制度に関する相談や、申立て手続きなどの支援を行います。



■ 成年後見制度の普及・啓発
市民の皆さんに制度を知っていただくための広報活動や、
講座等を行います。



■ 高齢者及び障害者の成年後見人、保佐人、補助人等への支援
家庭裁判所からの選任を受け、本人の権利を守り、生活を
支援します。



■ 受任契約・任意後見契約等に基づく業務
将来に備える生前契約の支援や、契約に基づく業務を
行います。



■ 市民後見人の養成及び支援
市民後見人の養成研修を行い、活動の支援をします。



■ 後見等の業務を適正に行うことができる者の確保・育成
後見人等の候補者を選考し、家庭裁判所へ推薦します。



■ 権利擁護に関する関係機関との連携調整
関係機関と連携し、権利擁護のネットワークづくりを推進します。



■ 日常生活支援事業等との連携
福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援など、
日常の安心をサポートします。

相談者とそのご家族の相談窓口

名称	電話番号	担当地区
富里市高齢者福祉課	0476-93-4981	市内全域
富里市社会福祉課	0476-93-4192	市内全域
富里市基幹相談支援センター	0476-90-0081	市内全域
北部地域包括支援センター	0476-36-7725	北部地区
中部東地域包括支援センター	0476-29-4110	中部地区 (富里小・根木名小学区)
中部西地域包括支援センター	0476-92-2776	中部地区 (富里第一小・七栄小学区)
南部地域包括支援センター	0476-90-6331	南部地区

成年後見制度に関する質問や相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。